

妊婦県健康診査等 県外受診に伴う費用償還について

やむを得ない理由により、滋賀県外の医療機関で妊婦健康診査等を受ける場合、以下の費用について償還払い（後払い）を受けることができます。以下の流れで手続きを行ってください。

対象費用

妊婦健康診査/他検査/新生児聴覚検査/産婦健康診査/1か月児健康診査

1 申し込み

甲賀市ホームページより妊婦健康診査県外受診オンライン申請を行ってください。
※オンライン申請が難しい方は、各地域保健センター窓口でも申請を受け付けております。

2 請求書のダウンロード・印刷

甲賀市ホームページより下記資料を1部ダウンロード・印刷してください。後日使用します。

- ・妊婦健康診査費等請求書（県外受診用）・医療機関説明用資料

【参考資料】

- ・妊婦健康診査費等請求書（県外受診用）書き方

3 受診

医療機関にて対象健診（妊婦健康診査等）を受診します。
母子健康手帳別冊に綴じ込みの受診券それぞれに、医療機関印の押印・受診結果の記入をしてもらってください。

4 受診証明の取得

受診した医療機関に、妊婦健康診査費等請求書（県外受診用）と医療機関説明用資料を提出し、受診の証明を受けてください。
受診証明には医療機関の代表者印が必要です。証明の取得にかかる費用は自己負担となります。

5 必要書類を送付

全ての健診が終了したら、以下の書類を分娩月の3か月後10日までに公益財団法人 滋賀県健康づくり財団へ送付してください。

送付するもの

妊婦健康診査費等請求書（県外受診用）・受診券（県外受診したものすべて）

送付先 ※送付先は甲賀市ではありません。ご注意ください。

〒520-0834 大津市御殿浜 6 番 28 号

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 電話番号：077-536-5210

6 審査・振込

滋賀県健康づくり財団が請求内容を審査し、指定口座へ振り込みます。口座は妊婦さんご自身の口座でなくても振り込みが可能ですが、振込みがされるまでは口座の解約や名義の変更はしないでください。